

各 位

宇都宮市農業再生協議会  
会 長 横松 久夫  
(会長印省略)

令和4年度飼料作物助成にかかる関係書類の提出について

標記の件について、別紙「飼料作物助成の概要」を確認いただき、要件を満たしている方は、助成対象となりますので、下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

記

1 助成対象者及び取組要件

別紙「飼料作物助成の概要」参照

2 提出書類

①飼料作物取組ほ場一覧

②飼料作物助成における利用供給協定書「写し」(コピーでの提出をお願いします。)

※自家利用の場合は、自家利用計画書「写し」を提出して下さい。

③飼料作物【牧草】取組の場合、種子の購入伝票等(播種量が確認できる書類)

または飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書(参考様式4-3)の提出をお願い致します(令和4年度交付要件変更に伴う新規提出書類となります)。

※利用供給協定書・自家利用計画書が未提出の場合、交付金は支払われませんので、必ず提出してください。

3 提出期限

令和4年8月31日(水)

4 その他

同封の返信用封筒を使用し提出してください。(切手不要)

《問合せ先》

宇都宮市農業再生協議会事務局

(宇都宮市農林生産流通課内)

担当：戸崎 TEL：632-2458

# 別紙「飼料作物助成の概要」

〈助成要件〉

## 1 助成対象者

販売目的又は自家消費で飼料作物を生産する農業者・集落営農

## 2 対象作物

### ○ 飼料作物(対象作期:基幹作)

青刈りとうもろこし等, ソルガム

〈牧草〉

イタリアンライグラス, 飼料用ライ麦, 飼料用エン麦,  
永年性牧草, その他一年生牧草

## 3 取組要件

畜産を営業者との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供給する目的で生産する場合は, 自家利用計画書を策定していること。

- a 1年間以上を期間とする利用供給協定書が締結されていること。
- b 刈り取り時期は利用供給協定書・自家利用計画書に定める時期とすること。

## 4 交付単価 (令和4年度より交付単価一部変更あり)

対象作物	交付単価 (10a 当たり)
飼料作物 (※)	35,000円
※ 令和4年度の飼料作物交付単価の変更点 【多年生牧草で収穫のみを行う場合 (は種なし)】 10,000円/10a	

※〈牧草〉の作付け取組をされる対象者は種子の購入伝票等 (は種量が確認できる書類) または飼料作物 (牧草) に係るは種実施報告書 (参考様式4-3) の提出をお願い致します。

※利用供給協定書・自家利用計画書が未提出の場合交付金は支払われませんので, ご注意ください。